

虐待防止規程

社会福祉法人 竹の里

社会福祉法人竹の里虐待防止規程

第1章総則

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人竹の里が実施する社会福祉事業の利用者に対する虐待防止を図るためのものであり、当法人事業に対する社会的な信頼を向上させ、利用者の人権を保護し、健全な支援を提供することを目的とする。

(対象とする虐待)

第2条 本規程において「虐待」とは職員が支援する利用者に対し次に掲げる行為をいう。

- ① 暴行を加えること。事前の説明・同意が無い身体拘束。（身体的虐待）
- ② 減食又は放置等擁護すべき職務上の義務を怠ること。（放置・放棄）
- ③ 暴言、拒絶的な対応や差別的言動、心理的外傷を与える言動。（心理的虐待）
- ④ わいせつな行為をすること、又はわいせつな行為をさせること。（性的虐待）
- ⑤ 財産を不当に処分すること。不当に財産上の利益を得ること。（経済的虐待）
- ⑥ その他、他者から虐待と指摘される行為や言動。

(利用者に対する虐待の防止)

第3条 職員は、利用者に対し、いかなる状況においても虐待をしてはならない。

(虐待の通報及び発見)

第4条 1 利用者本人及び家族、職員等から虐待に係る相談や通報があった場合は、本規程に基づき、迅速に対応しなければならない。

2 虐待を発見した者には、市・町・村に通報する義務がある。また、発見者より虐待に係る相談等を受けた場合は、その全ての職員に通報する義務がある。

第2章虐待防止対応体制

(虐待防止体制)

第5条 1 法人全体での虐待防止を図るため虐待防止委員会を設置する。

2 虐待防止責任者を配置する。

3 虐待防止マネージャーを配置する。

(虐待防止委員会について)

第 6 条 虐待防止委員会の役割については、次のとおりとする。

- ① 虐待防止委員会は定期的に年 1 回以上及び虐待発生の都度開催するとともに、その結果について職員に周知徹底する。虐待防止委員会はテレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。
- ② 虐待防止委員会は委員長、副委員長、委員をもって構成する。委員長は理事長とし委員には第三者委員が加わるものとする。尚、第三者委員は社会福祉法人竹の里の理事長より委嘱を受けた者とする。
- ③ 必要のある場合は、関係職員を委員に加えることができる。
- ④ 虐待防止委員は、日頃より虐待防止の啓発に努めなければならない。
- ⑤ 虐待事案の内容確認と検証。
- ⑥ 虐待の解決策及び再発防止の検討。
- ⑦ 虐待原因の改善状況の確認。
- ⑧ その他、虐待防止に係る規程の制定並びに連絡・調整について。

(虐待防止責任者について)

第 7 条 虐待防止責任者の役割については、次のとおりとする。

- ① 虐待防止責任者は施設長とする。
- ② 虐待防止責任者は虐待防止マネージャーを選任するが、特別な理由がない場合、サービス管理責任者を虐待防止マネージャーとする。
- ③ 職員に対する基本理念・基本方針の徹底、倫理綱領・行動基準の遵守を図る。
- ④ 職員による虐待防止のための規程の遵守を確認する。
- ⑤ 虐待防止に係る研修会へ積極的に参加する。
- ⑥ 虐待発生時には、虐待内容及び原因を掌握し理事長、虐待防止委員会、市町村関連機関（虐待に関する支援センター等）へ報告・通報する。
- ⑦ 被虐待者及び身元引受人等に対する、虐待内容の説明及び誠意ある対応をする。
- ⑧ 虐待防止のための虐待通報者（当事者も含む）等との話し合いをする。
- ⑨ 虐待防止委員会での虐待解決策及び再発防止の協議をする。
- ⑩ 虐待原因の改善状況について、被虐待者及び身元引受人等、虐待通報者（当事者も含む）、市町村の関連機関へ報告をする。
- ⑪ 虐待再発防止対策の徹底を虐待防止マネージャーに指示する。

(虐待防止マネージャーについて)

第 8 条 虐待防止マネージャーの役割については次のとおりとする。

- ① 虐待防止責任者の指示に基づき虐待防止のための体制作り。
- ② 虐待や各施設内の異常を伝えやすい環境作り。
- ③ 虐待防止のチェックとモニタリングを行い、虐待発生の要因となる課題を抽出し、虐待防止責任者、虐待防止委員会へ報告する。

- ④ 虐待防止に係る研修会には積極的に参加して、課題解決に向けた研修等を実施する。
- ⑤ 虐待発生時には内容を記録する。
- ⑥ 虐待の経緯を精査して虐待防止責任者並びに虐待防止委員会へ報告する。
- ⑦ 被虐待者及び身元引受人等に対し虐待防止責任者と共に説明及び誠意ある対応をする。
- ⑧ 虐待原因の改善策を検討して、研修等を実施して職員に周知する。
- ⑨ 虐待防止責任者より虐待再発防止対策の指示を受け、職員を指導する。

第3章虐待防止及び解決

(虐待防止対応の周知)

第9条 虐待防止責任者は、重要事項説明書及びホームページの掲載等により、本規程に基づく虐待防止対応について周知を図らなければならない。

(虐待通報の受付)

- 第10条 1 虐待の通報は、すべての職員に受け付ける義務があり、文書、口頭にかかわらずその内容を遅滞なく虐待防止マネージャーに報告しなければならない。
- 2 虐待防止マネージャーは、虐待通報の受付に際して、記録を作成し、その内容を虐待通報者に確認しなければならない。
- ① 虐待の内容。
 - ② 虐待通報者の要望。
 - ③ 虐待防止委員会への報告の要否。
 - ④ 虐待通報者と虐待防止責任者の話し合いへの虐待防止委員の助言と立会の要否。

(虐待の報告・確認)

- 第11条 1 虐待防止マネージャーは受け付けた虐待の内容を虐待防止責任者、虐待防止委員会に報告する。ただし、虐待通報者が虐待防止委員会への報告を希望しない場合は、この限りでない。
- 2 投書等匿名による虐待通報があった場合にも、虐待防止責任者、虐待防止委員会に報告し必要な対応を行う。
- 3 虐待防止責任者は、虐待の報告があった場合は被虐待者の支援市町村にある虐待防止センターに口頭または文書にて報告を行う。その後、当該市町村虐待防止センターからの指示、調査に対して適切な対応を行う。
- 4 虐待防止委員会は、虐待防止マネージャーから虐待通報受付の報告を受けた虐待内容を確認し、虐待通報者に対して報告を受けた旨を文書又は口頭で通知する。尚、通知は直ちに行わなければならない。

(虐待解決に向けた話し合い)

- 第12条 1 虐待防止責任者は、虐待通報の内容を解決するため、虐待通報者との話し合いを実施する。ただし、虐待通報者が同意する場合には、解決策の提示をもって話し合いに代えることができる。
- 2 前項による話し合い又は解決策を提示しなければならない。尚、提示は速やかに行わなければならない。
- 3 虐待通報者及び虐待防止責任者は、必要に応じて第三者委員に助言を求めることができる。
- 4 第三者委員は、話し合いへの立会いにあたっては、虐待の内容を確認の上、必要に応じて解決策の調整と助言を行う。
- 5 虐待防止責任者及び虐待防止マネージャーは、話し合いの結果や改善を約束した事項を書面等に記録し、話し合いの当事者間及び立ち会った虐待防止委員に確認する。

(虐待解決に向けた記録・結果報告)

- 第13条 1 虐待防止マネージャーは、虐待通報受付から解決、改善までの経緯と結果について書面により記録する。
- 2 虐待防止責任者は、被虐待者及び身元引受人等、虐待通報者、被虐待者支援市町村にある虐待防止センターに対し、改善を約束した事項について、改善結果の状況報告を行わなければならない。尚、報告は遅滞なく行わなければならない。
- 3 虐待防止責任者は、施設内及び虐待防止委員による調整・助言を得てもなお、被虐待者及び身元引受人等、虐待通報者が満足する解決が困難な場合は、各市町村の苦情相談窓口及び北海道社会福祉協議会に設置されている「運営適正化委員会」を紹介する等の必要な対応を行う。

(改善結果の公表)

- 第14条 1 虐待防止責任者は、定期的に虐待解決結果及び虐待原因の改善状況を虐待防止委員に報告する。
- 2 虐待防止マネージャーは、事業への信頼性の向上及びサービスの質の向上を図るため、個人情報に関する事項を除き、改善の対応状況・結果について施設内に掲示するとともに、事業報告書や機関紙等実績を掲載し公表する。

(虐待防止のための職員等研修)

- 第15条 1 虐待防止責任者は、虐待防止マネージャーを中心とし、職員に対して虐待の防止のための研修を定期的に年1回以上行わなければならない。

(権利擁護のための成年後見制度)

第16条 虐待防止責任者は、障害者の人権等の権利擁護のため、成年後見制度の利用を障害者本人及びその身元引受人等に啓発する。

(守秘義務)

第17条 虐待防止委員会及び虐待防止責任者、虐待防止マネージャー、その他虐待解決に係る全ての者は、虐待通報者の氏名、虐待通報の内容その他相談等により知り得た個人情報等を被虐待者、身元引受人等、虐待通報者の許可なく他に漏らしてはならない。

(懲戒)

第18条 本規程第2条に掲げる虐待行為に該当する事実が認められた場合は、社会福祉法人竹の里の就業規則に基づき懲戒処分を行う。

(補則)

第19条 この規程に定めるほか、必要な事項は理事長が別に定める。

附 則 この規程は、令和4年4月1日から施行する。

障害者虐待防止法の概要

目的

障害者に対する虐待が障害者の尊厳を害するものであり、障害者の自立及び社会参加にとって障害者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等に鑑み、障害者に対する虐待の禁止、国等の責務、障害者虐待を受けた障害者に対する保護及び自立の支援のための措置、養護者に対する支援のための措置等を定めることにより、障害者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって障害者の権利利益の擁護に資することを目的とする。

（平成23年6月17日成立、同6月24日公布、平成24年10月1日施行）

定義

- 1 「障害者」とは、身体・知的・精神障害その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活・社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- 2 「障害者虐待」とは、次の3つをいう。
 - ① 養護者による障害者虐待
 - ② 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待
 - ③ 使用者による障害者虐待
- 3 障害者虐待の類型は、次の5つ。

（具体的要件は、虐待を行う主体ごとに微妙に異なる。）

 - ① 身体的虐待（障害者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく障害者の身体を拘束すること）
 - ② 放棄・放置（障害者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置等による①③④の行為と同様の行為の放置等）
 - ③ 心理的虐待（障害者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の障害者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと）
 - ④ 性的虐待（障害者にわいせつな行為をすること又は障害者をしてわいせつな行為をさせること）
 - ⑤ 経済的虐待（障害者から不当に財産上の利益を得ること）

区分（内容と具体例）

身体的虐待

暴力によって身体に傷やあざ、痛みを与える行為。身体を縛り付けたり、過剰な投薬によって動きを抑制する行為。

【具体的な例】

- ・平手打ちする・殴る・蹴る・壁に叩きつける・つねる・無理やりに食べ物や飲み物を口にに入れる
- ・やけど・打撲させる・身体拘束（柱やベッドに縛り付ける、医療的必要性に基づかない投薬によって動きを抑制する、ミトンやつなぎ服を着せる、部屋に閉じ込める、施設側の管理の都合で睡眠薬等を服用させる等）

性的虐待

性的な行為やその強要（表面上は同意しているように見えても、本心からの同意かどうかを見極める必要がある）

【具体的な例】

- ・性行・性器への接触・性的行為を強要する・裸にする・キスする
- ・本人の前でわいせつな言葉を発する、又は会話する・わいせつな映像を見せる・更衣やトイレ等の場面のぞいたり映像や動画を撮影する

心理的虐待

脅し、侮辱などの言葉や態度、無視、嫌がらせ等によって精神的苦痛を与えること。

【具体的な例】

- ・「バカ」「あほ」等障害者を侮辱する言葉を浴びせる・怒鳴る・ののしる・悪口を言う・仲間に入れない・子ども扱いする・人格をおとしめるような扱いをする・話しているのに意図的に無視する

放棄・放置

食事や排泄、入浴、洗濯等身の世話や介助をしない、必要な福祉サービスや医療や教育を受けさせない等によって障害者の生活環境や身体・精神的状態を悪化、又は不当に保持しないこと。

【具体的な例】

- ・食事や水分を十分に与えない・食事の著しい偏りによって栄養状態が悪化している・あまり入浴させない・汚れた服を着させ続ける・排泄の介助をしない・髪や爪が伸び放題・室内の掃除をしない
- ・ごみを放置したままにしてある等劣悪な住環境の中で生活させる・病気やけがをしても受診させない・学校に行かせない・必要な福祉サービスを受けさせない・制限する・同居人による身体的虐待や性的虐待、心理的虐待を放置する

経済的虐待

本人の同意なしに（あるいはだます等して）財産や年金、賃金を使ったり勝手に運用し、本人が希望する金銭の使用を理由なく制限すること。

【具体的な例】

- ・年金や賃金を渡さない・本人の同意なしに財産や預貯金分を処分・運用する・日常生活に必要な金銭を渡さない・使わせない・本人の同意なしに年金等を管理して渡さない。

虐 待 防 止 委 員 会
 (身 体 拘 束 適 正 化 検 討 委 員 会)

法人・事業所

法人	社 会 福 祉 法 人 竹 の 里 佐賀県多久市東多久町大字別府4319番地3 TEL/FAX 0952-76-5026	
事業所	就労継続支援B型	障害福祉サービス事業所 多久作業所 多久市東多久町大字別府 4319 番地 3 TEL/FAX 0952-76-5026
	共同生活援助	グループホーム あさひ 多久市北多久町大字多久原2414番地1-1 TEL/FAX 0952-74-4602

組織体制

委 員 長 (虐待防止責任者)	各 事 業 所 の 長 各 施 設 長	藤 瀬 誠
副 委 員 長 (虐待防止マネージャー)	サ ー ビ ス 管 理 者 責 任 者	大 川 内 淑 子
委 員	職 員	虐待防止責任者が収集する
第 三 者 委 員	多久市議会議員	中 島 慶 子 多 久 市 多 久 町 連 絡 先 : 0952-37-5075
	(福) 明 日 香 ぬくもいホーム ひだまり 施設長	平 智 美 多 久 市 東 多 久 町 連 絡 先 : 0952-76-5466